

児童発達支援センター事業及び救急急病医療事業に係る進捗状況について

1. 児童発達支援センター事業

令和6年度は、組合が主体となって実施した児童発達支援センターきみつ愛児園の民間活力導入に向けた公募により、新たな児童発達支援センターの整備運営事業者の決定及び施設整備に対する関係市負担金の負担割合の協議を進めてきた。

まず、事業者の決定については、令和6年2月15日に児童発達支援センター整備運営事業者の公募要項等の公表を行い、2団体から応募があり、5月15日の整備運営事業者選定委員会における審査の結果、社会福祉法人佑啓会を優先交渉権者に選定し、同法人を整備運営事業者に決定した。

また、6月11日には、同法人と整備に関する協定書を締結し、要件等基本的な事項を定め、令和8年4月の開設に向け、同法人が事業を進めている。

次に、児童発達支援センター施設整備費補助金及びきみつ愛児園解体費用に係る関係市負担金の負担割合については、関係市と協議した結果、組合規約で規定する「均等割100分の30、人口割100分の70」にすることとした。

2. 救急急病医療事業

夜間急病診療所については、4市の救急医療体制として、組合が開設し、一般社団法人君津木更津医師会に業務委託をして診療を行ってきたが、組合のあり方が検討される中で、木更津市に移管し、運営する方針で関係機関と協議が進められてきた。

木更津市への移管に当たっては、新たに診療所の開設許可が必要となるが、現行の業務形態である、君津木更津医師会への業務委託では、新たな診療所の開設許可が得られないことが確認されたことから、業務形態の見直しを行うこととなった。

そのため、業務形態については、現行の業務委託方式から、診療に従事する医師等を木更津市が会計年度任用職員として任用する市直営方式に変更し、関係市及び君津木更津医師会と協議を重ね、令和6年6月21日の地域救急医療協議会総会で木更津市への移管について承認されたことから、必要な事務手続きを進め、令和7年4月の移管及び診療開始を予定している。

また、併せて、病院群輪番制方式による二次救急医療機関運営事業及び地域救急医療協議会についても、同時期に木更津市へ移管すべく調整を進めている。